

今後の教育施策の方向性が示される！

〈「第3期教育振興計画（計画期間：2018～2022年度）」～文部科学省～〉

平成30年6月15日、文部科学省は「第3期教育振興計画（計画期間：2018～2022年度）」を発表し、教育基本法第17条第1項に基づき、国会に報告した。

本計画は、第2期教育振興基本計画において掲げた「『自立』『協働』『創造』の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指す」という理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示したものである。併せて、各種教育施策の効果の専門的・多角的な分析・検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげ、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるための方策を示している。

中央情勢報告No.10〈第1部 我が国における今後の教育施策の方向性〉と中央情勢報告No.11〈第2部 今後5年間の教育施策の目標と施策群〉に分けてそのポイントを伝える。

「第3期教育振興計画〈第1部〉」の概要（全日教連要約・抜粋）

〈第1部 我が国における今後の教育施策の方向性〉

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組と成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 人口状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差等
- (2) 教育をめぐる状況変化
 - 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 教師の負担
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な施策の動向
OECDによる教育施策レビュー等

III 2030年以降の社会を展望した教育施策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

(個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
(社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

《教育施策の重点事項》

- 「超スマート社会（Society 5.0）」の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯に亘る学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯に亘る一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育施策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育施策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1 客観的な根拠を重視した教育施策の推進

- ・ 教育施策において PDCA サイクルを確立し、十分に機能させることが必要
- ・ 客観的な根拠に基づく施策立案を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2 教育投資の在り方（第3期計画期間における教育投資の方向）

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済施策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
- ・ OECD 諸国など諸外国における公財政支出等、教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づく PDCA サイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会（Society 5.0）の実現等、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方等、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな施策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

本計画掲載文部科学省Webページにつきましては、右のQRコード又は、下のURLからアクセスできます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1406059.htm



我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、先の中央情勢報告No.5でも触れたが、「Society5.0」の実現に向け技術革新が急速に進んでいる。このような激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、教育への期待はますます大きくなり、このような時期に発表された本計画の推進は、非常に重要である。

本計画の前文には、「政府としては、教育再生実行会議の提言や、教育に関する他の分野の基本方針等も踏まえつつ、本計画に基づき、今後の教育施策を推進する。各地方公共団体においても、改正教育基本法の規定『国が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための教育振興基本計画を策定し、地方公共団体が国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ教育振興基本計画を定めるよう努めること（平成19年3月：文部科学省パンフレットより引用）』の趣旨を十分に踏まえ、適切な対応がなされることを期待したい」と述べられている。

全日教連は、国に対し、本計画を踏まえて計画された教育振興施策が円滑に実施できるよう、来年度以降の確実な予算措置を要望していく。また、各地方公共団体に対しては、各単位団体と連携しながら、本計画の趣旨と改正教育基本法の規定の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応するように要望していく。

また、「II 教育をめぐる現状と課題」に関連し、平成29年度全国学力・学習状況調査「保護者に対する調査」分析結果で、保護者の収入や学歴等が高い児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向があると報告された。「子どもの貧困の社会的損失推計」レポート（日本財団）では、子供の貧困を放置した場合、わずか1学年あたりでも経済損失は約2.9兆円に達し、政府の財政負担は1.1兆円増加すると試算されている。日本の将来を担う子供たちのために、子供の貧困対策推進についても、関係省庁に要望していく。